

仕 様 書

委 託 名	古谷水道復旧用資材倉庫樹木せん定その他業務委託		
委 託 場 所	川越市大字古谷上3560番地		
委 託 大 要	委託大要		
	機械除草Ⅲ789㎡(年3回)	人力除草Ⅰ731㎡(年3回)	
	人力除草Ⅲ21.9㎡(年3回)	機械刈込365㎡(年3回)	
	中低木刈込32株(年1回)	高木軽せん定12本	
	病虫害防除259.5ℓ(年2回)		

案内図

N

伊佐沼

委託箇所

国道16号



内 訳 表

工 種 種 別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
本委託費					
直接業務費					
園地除草	式	1.0			第1号内訳書
芝地管理	式	1.0			第2号内訳書
樹木管理(中低木刈込み)	式	1.0			第3号内訳書
樹木管理(高木せん定)	式	1.0			第4号内訳書
病虫害防除	式	1.0			第5号内訳書
直接業務費					
共通仮設費	式	1.0			
共通仮設費率	式	1.0			
純業務費					

内 訳 表

[illegible]

園地除草

内 訳 書

第1号

種 別	形状寸法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
機械除草Ⅲ	ハンドガイド+肩掛式	m ²	2,367			第1号代価表
人力除草Ⅰ	植込地	m ²	2,193			第5号代価表
人力除草Ⅲ	花壇	m ²	65.7			第6号代価表
合計						

芝地管理

内 訳 書

第2号

種 別	形状寸法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
機械刈込	ハンドガイド	m ²	1,095			第7号代価表
合計						

樹木管理(中低木刈込み)

内 訳 書

第3号

種 別	形状寸法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
玉物	0.45≦H<0.75	株	32			第9号代価表
合計						

樹木管理(高木せん定)

内 訳 書

第4号

種 別	形状寸法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
軽せん定(落葉)	30cm $\leq$ C<60cm	本	2			第10号代価表
軽せん定(落葉)	60cm $\leq$ C<90cm	本	1			第11号代価表
軽せん定(落葉)	90cm $\leq$ C<120cm	本	1			第12号代価表
軽せん定(落葉)	120cm $\leq$ C<150cm	本	2			第13号代価表
軽せん定(落葉)	150cm $\leq$ C	本	4			第14号代価表
軽せん定(常緑)	30cm $\leq$ C<60cm	本	1			第15号代価表
軽せん定(常緑)	150cm $\leq$ C	本	1			第16号代価表
合計						

病虫害防除

内 訳 書

第5号

種 別	形状寸法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
樹木薬剤散布Ⅱ	殺菌剤なし	ℓ	519			第17号代価表
合計						

機械除草Ⅲ(ハンドガイド+肩掛式)

代 価 表

1000㎡当たり

第1号

種 別	形状寸法	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役		人				
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
軽作業員		人				
機械損料(ハンドガイド式)	刈幅95cm	日				
機械損料(肩掛式)	カッター径255mm 1.8PS	日				
諸雑費		式	1			
集草		㎡	1,000			第2号代価表
積込・運搬		㎡	1,000			第3号代価表
運搬及び処理費		㎡	1,000			
合計						1000㎡当たり
1㎡当たり						

集草

代 価 表

1000㎡当たり

第2号

種 別	形状寸法	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役		人				
普通作業員		人				
諸雑費		式	1			
合計						1000㎡当たり
1㎡当たり						

積込・運搬

代 価 表

第3号

種 別	形状寸法	単位	数 量			摘 要
土木一般世話役		人				
普通作業員		人				
トラック運転	2t	hr				第4号代価表
諸雑費		式	1			
合計						1000㎡当たり
1㎡当たり						

トラック運転(2t)

代 価 表

1hr当たり

第4号

種 別	形状寸法	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
一般運転手		人				
油脂類(軽油)		ℓ				
機械損料(トラック)	2t	hr				
タイヤ損耗費及び補修費	2t・良好	hr				
諸雑費		式	1			
合計						1hr当たり
1hr当たり						

人力除草Ⅰ（植込地）

代 価 表

1000㎡当たり

第5号

種 別	形状寸法	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役		人				
普通作業員		人				
諸雑費		式	1			
集草		㎡	1,000			第2号代価表
積込・運搬		㎡	1,000			第3号代価表
運搬及び処理費		㎡	1,000			
合計						1000㎡当たり
1㎡当たり						

人力除草Ⅲ(花壇)
 代 価 表
 1000㎡当たり
 第6号

種 別	形状寸法	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役		人				
普通作業員		人				
諸雑費		式	1			
集草		㎡	1,000			第2号代価表
積込・運搬		㎡	1,000			第3号代価表
運搬及び処理費		㎡	1,000			
合計						1000㎡当たり
1㎡当たり						

機械刈込(ハンドガイド)
 代 価 表
 1000㎡当たり
 第7号

種 別	形状寸法	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
普通作業員		人				
芝刈機運転		日				第8号代価表
運搬及び処理費		㎡	1,000			
諸雑費		式	1			
合計						1000㎡当たり
1㎡当り						

芝刈機運転(ハンドガイド式)

代 価 表

1日当たり

第8号

種 別	形状寸法	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役		人				
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
油脂類(ガソリン)		ℓ				
機械損料(ハンドガイド)	刈幅77cm6.9PS	日				
諸雑費		式	1			
合計						1日当たり
1日当たり						

玉物(人力) $0.45 \leq H < 0.75$

代 価 表

100株当たり

第9号

種 別	形状寸法	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
造園工		人				
普通作業員		人				
諸雑費(運搬及び処理費等)		式	1			
合計						100株当り
1株当り						

軽せん定(落葉樹) 30cm $\leq$ C<60cm

代 価 表

10本当たり

第10号

種 別	形状寸法	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
造園工		人				
普通作業員		人				
諸雑費(運搬及び処理費等)		式	1			
合計						10本当たり
1本当たり						

軽せん定(落葉樹) 60cm $\leq$ C<90cm

代 価 表

10本当たり

第11号

種 別	形状寸法	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
造園工		人				
普通作業員		人				
諸雑費(運搬及び処理費等)		式	1			
合計						10本当たり
1本当たり						

軽せん定(落葉樹) 90cm $\leq$ C<120cm

代 価 表

10本当たり

第12号

種 別	形状寸法	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
造園工		人				
普通作業員		人				
諸雑費(運搬及び処理費等)		式	1			
合計						10本当たり
1本当たり						

軽せん定(落葉樹) 120cm $\leq$ C<150cm

代 価 表

10本当たり

第13号

種 別	形状寸法	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
造園工		人				
普通作業員		人				
諸雑費(運搬及び処理費等)		式	1			
合計						10本当たり
1本当たり						

軽せん定(落葉樹) 150cm $\leq$ C 代 価 表 10本当たり 第14号

種 別	形状寸法	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
造園工		人				
普通作業員		人				
諸雑費(運搬及び処理費等)		式	1			
合計						10本当たり
1本当たり						

軽せん定(常緑樹) 30cm $\leq$ C<60cm 代 価 表 10本当たり 第15号

種 別	形状寸法	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
造園工		人				
普通作業員		人				
諸雑費(運搬及び処理費等)		式	1			
合計						10本当たり
1本当たり						

軽せん定(常緑樹) 150cm≦C

代 価 表

10本当たり

第16号

種 別	形状寸法	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
造園工		人				
普通作業員		人				
諸雑費(運搬及び処理費等)		式	1			
合計						10本当たり
1本当たり						

樹木薬剤散布Ⅱ(殺菌剤なし)

代 価 表

1000ℓ当たり

第17号

種 別	形状寸法	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
造園工		人				
普通作業員		人				
トラック運転	2t	日				第18号代価表
殺虫剤	トレボンEW	ℓ				
展着剤	グラミンS	ℓ				
諸雑費		式	1			
合計						1000ℓ当り
1ℓ当り						

トラック運転(2t)

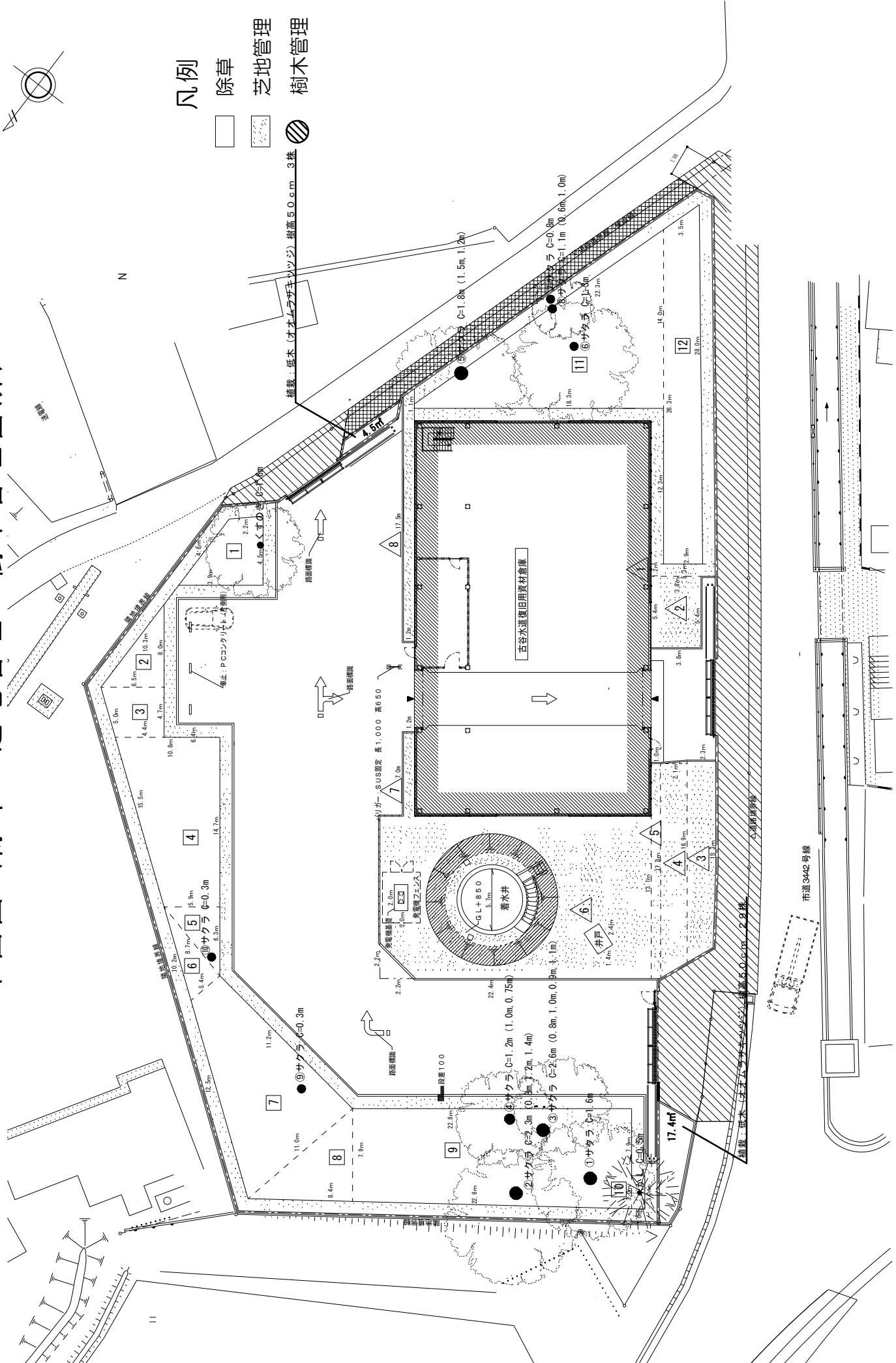
代 価 表

1日当たり

第18号

種 別	形状寸法	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
一般運転手		人				
油脂類(軽油)		ℓ				
機械損料(トラック)	2t	供用日				
タイヤ損耗費及び補修費	2t・良好	日				
諸雑費		式	1			
合計						1日当たり
1日当たり						

平面図（除草・芝地管理・樹木管理箇所）



数量総括表

工種	種目	細目	単位	数量	備考
園地除草	機械除草Ⅲ	ハンドガイド+肩掛式	㎡	2,367	789㎡×3回
	人力除草Ⅰ	植込地	㎡	2,193	731㎡×3回
	人力除草Ⅲ	花壇	㎡	65.7	21.9㎡×3回
芝地管理	機械刈込	ハンドガイド	㎡	1,095	365㎡×3回
樹木管理 (中低木刈込)	玉物	0.45≦H<0.75	株	32	32株×1回
樹木管理 (高木せん定)	軽せん定(落葉)	30cm≦C<60cm	本	2	
		60cm≦C<90cm	本	1	
		90cm≦C<120cm	本	1	
		120cm≦C<150cm	本	2	
		150cm≦C	本	4	
	軽せん定(常緑)	30cm≦C<60cm	本	1	
		150cm≦C	本	1	
病虫害防除	樹木薬剤散布Ⅱ	殺菌剤なし	回	2	259.50×2回

数量計算書

算出	数量
園地除草	
機械除草Ⅲ（ハンドガイド+肩掛式）	
1 ~ 12	
$1/2 \times (2.2 + 3.9) \times 4.5 + 1/2 \times 8.0 \times 6.5$	
$+ 1/2 \times (4.4 + 6.5) \times 4.7 + 1/2 \times (5.9 + 10.8) \times 14.7$	
$+ 1/2 \times 5.9 \times 6.3 + 1/2 \times 8.7 \times 5.4$	
$+ 1/2 \times (5.4 + 11.0) \times 11.2 + 1/2 \times 7.9 \times 8.4$	
$+ 1/2 \times (7.9 + 7.9 + 3.0) \times 22.8 + 3.0 \times 1.0$	
$+ 1/2 \times (1.1 + 14.0) \times 18.3 + 1/2 \times (26.3 + 28.0) \times 2.9 = 789.4$	789m ²
$\therefore 789\text{m}^2 \times 3\text{回} = 2,367\text{m}^2$	2,367m ²
人力除草Ⅰ（植込地）	
1 ~ 12の周囲（幅1.2m）、△1 ~ △8	
$(2.2 + 4.5 + 4.8 + 3.9 + 10.3 + 8.0 + 5.0 + 4.7 + 15.5 + 6.4 + 14.7$	
$+ 6.3 + 10.2 + 12.5 + 11.2 + 8.4 + 22.8 + 22.8 + 7.9 + 1.0 + 1.0 + 3.0$	
$+ 18.3 + 22.3 + 3.5 + 28.0 + 12.3) \times 1.2$	
$+ 1.2 \times 5.3 + 3.8 \times 5.4 + 1/2 \times (15.3 + 16.9) \times 2.3$	
$+ 1/2 \times (16.9 + 17.8) \times 2.1 + 17.8 \times 1.0 + 13.1 \times 22.4$	
$+ 7.0 \times 1.2 + 17.5 \times 1.2 - 1/2 \times 2.2 \times 2.2$	
$- 1.4 \times 2.4 - 2.0 \times 2.0 - 1/4 \times \pi \times 5.7 \times 5.7 = 731.5$	731m ²
$\therefore 731\text{m}^2 \times 3\text{回} = 2,193\text{m}^2$	2,193m ²
人力除草Ⅲ（花壇）	
花壇（外構）	
$17.4 + 4.5 = 21.9\text{m}^2 \quad 3\text{回}$	65.7m ²

数量計算書

算出	数量
芝地管理	
機械刈込（ハンドガイド）	
$731 \times 50\% \times 3 \text{回} = 365.5 \times 3 \text{回}$	
$\therefore 365\text{m}^2 \times 3 \text{回} = 1,095\text{m}^2$	1,095m ²
樹木管理（中低木刈込み）	
玉物	
$0.45 \leq H < 0.75$	
$29 + 3 = 32 \text{株}$	
$\therefore 32 \text{本} \times 1 \text{回} = 32 \text{株}$	32株
樹木管理（高木せん定）	
軽せん定（落葉）	
$30\text{cm} \leq C < 60\text{cm}$	
2本	2本
$60\text{cm} \leq C < 90\text{cm}$	
1本	1本
$90\text{cm} \leq C < 120\text{cm}$	
1本	1本
$120\text{cm} \leq C < 150\text{cm}$	
2本	2本
$150\text{cm} \leq C$	
4本	4本
軽せん定（常緑）	
$30\text{cm} \leq C < 60\text{cm}$	
1本	1本
$150\text{cm} \leq C$	
1本	1本
病虫害防除	
樹木薬剤散布Ⅱ	
殺菌剤なし	
$259.50 \times 2 \text{回} = 5190$	5190

除草調書

工種	種目	面積 (㎡)	除草 (回数)	備考
園地除草	機械除草Ⅲ	789	3	
	人力除草Ⅰ	731	3	
	人力除草Ⅲ	21.9	3	

芝地管理調書

工種	種目	面積 (㎡)	除草 (回数)	備考
機械刈込	ハンドガイド	365	3	

軽せん定調書

樹種	幹周C(m)	軽せん定 (回数)	消毒 (回数)	備考
桜 (落葉) ①	1.6	1	2	
〃 ②	2.3	1	2	$C = (0.8+1.2+1.4) \times 0.7$
〃 ③	2.6	1	2	$C = (0.8+1.0+0.9+1.1) \times 0.7$
〃 ④	1.2	1	2	$C = (1.0+0.75) \times 0.7$
〃 ⑤	1.8	1	2	$C = (1.5+1.2) \times 0.7$
〃 ⑥	1.3	1	2	
〃 ⑦	0.8	1	2	
〃 ⑧	1.1	1	2	$C = (0.6+1.0) \times 0.7$
〃 ⑨	0.3	1	2	
〃 ⑩	0.3	1	2	
かし (常緑)	0.5	1	2	
くす (常緑)	1.6	1	2	

総 括 (軽せん定)

樹種	幹周 (cm)	本数 (消毒)	軽せん定	備考
桜 (落葉樹)	30~60	2	2	⑨⑩
〃	60~90	1	1	⑦
〃	90~120	1	1	⑧
〃	120~150	2	2	④⑥
〃	150以上	4	4	①~③⑤
かし (常緑)	30~60	1	1	
くす (常緑)	150以上	1	1	

※樹木薬剤散布 (ℓ/回) : = 259.5

刈込み調書

樹種	樹高 (cm)	株 (本)	刈込 (回数)	備考
オオムラサキツツジ	50	29	1	正門左
オオムラサキツツジ	50	3	1	東門右

特記仕様書

第 1 章 総 則

第1節 一般事項

1.1 目的

この仕様書は、川越市上下水道局水道課が管理する施設の環境を守り、景観の保護、向上を図ることを目的とする。

1.2 適用範囲

- 1)この仕様書は、川越市上下水道局水道課が発注する「古谷水道復旧用資材倉庫樹木せん定その他業務委託」に適用する。
- 2)委託業務は、それぞれの種別に応じ、本仕様書に定める仕様に従い実施する。
- 3)この仕様書に定めのない事項については、埼玉県が発行する「埼玉県土木工事实務要覧」の共通仕様書及びその他の要領、指針等による。

1.3 仕様書に記載のない事項

この仕様書は、委託業務の概要を示すものであり、この仕様書に定めのない事項又は疑義がある事項については、発注者、受注者双方で協議のうえ解決するものとする。

1.4 法令等の遵守及び手続きの代行

- 1)作業の実施にあたっては、関係する法令、条例及び規則等を遵守し、作業の円滑な進捗を図るものとする。また、官公署等への必要な届出、手続き等は、速やかに処理しなければならない。
- 2)作業の実施に際して、関係官公署、付近住民と交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、速やかに監督員と協議し、その決定に従い実施するものとする。

1.5 負担区分

委託業務に要する機械器具、材料、用具及びこれらを用いるのに必要な検査、官公署等への届出、手続き等は受注者の負担とする。

第 2 節 委託業務の適正化

2.1 委託業務実施計画書

受注者は、委託期間中の業務計画を定めて実施計画書を提出し、発注者の確認を受けるものとする。

2.2 業務従事者名簿

受注者は、業務に従事する者及び責任者を明記した業務従事者名簿を提出すること。異動があった場合も同様とする。

2.3 作業日・作業時間等

作業の実施日・作業時間等は、発注者と協議のうえ決定する。また、各工程の着手時は監督員に連絡すること。

2.4 業務開始前の準備

受注者は、事前に委託箇所の概要を把握するとともに、監督員と十分に打ち合わせを行ったうえで、その指示に従って業務を効率よく安全に遂行するものとする。

2.5 現場の安全管理

- 1)作業の実施にあたっては、付近住民等に危険のないよう十分注意するものとする。なお、作業中においては、入口や作業場所付近に作業中である旨を表示した看板を掲示し、注意を喚起すること。
- 2)作業の実施にあたり、施設、樹木等を損傷しないよう十分注意するものとする。万一損傷した場合は、受注者の負担で原形に復するものとする。
- 3)受注者は、人身事故、災害又は第三者に損害を与える事故等が発生した場合は、応急措置を講ずるとともに事故発生の原因、経過及び事故による被害の内容について、遅滞なく監督員に報告するものとする。

2.6 作業用機械器具等

作業用の機械器具、道具類は、各作業に適するものを使用する。監督員が不適当と認めたときは、取替えを指示することがある。

2.7 異常報告

受注者は、異常を発見した時は、直ちに監督員に連絡するものとする。

2.8 写真撮影

受注者は、各作業毎に施工状況写真を撮影、整理し、監督員の確認を受ける。写真はカラーとし、作業の実施前、実施中、実施後の状態をそれぞれ同じ位置・方向から撮影するものとする。

2.9 後片付け

受注者は、作業の完了に先立ち、速やかに不用物を整理し、適切に処分するものとする。

2.10 作業の完了

受注者は、作業の完了後、速やかに書類等を点検整備するものとする。

第3節 委託業務の実施報告

3.1 実施報告書

- 1)受注者は、主たる工種の工程が完了したときは、それまでに完了している他の業務をまとめたうえで、遅滞なく「委託業務実施報告書」を発注者に提出するものとする。この際、必要とする出来高書類を添付すること。
- 2)受注者は、全ての委託業務を完了したときは、出来高書類を整備したうえで、最終の「委託業務実施報告書」を提出するものとする。

第2章 管理通則

第1節 一般事項

1.1 生きものへの配慮

作業にあたっては、管理の対象となる植物の特性、活力及び環境条件などを勘案し、生きものとしての植物に対する細心の注意と愛情をもって行い、その目的を達成するよう努めるとともに、委託箇所全体における生態系の維持、活性化に配慮するものとする。

1.2 施工時期

各作業は、天候、植物の生育状態を考慮し、最大の効果が期待できるよう努めるものとする。なお、各作業における標準の作業時期は次のとおりとするが、協議のうえ決定する。

除草	6月、9月、11月
芝地管理	6月、9月、11月
樹木管理(中低木 刈込み)	6月
樹木管理(高木 軽せん定)	11月
薬剤散布	6月、9月

第2節 園地管理

2.1 除草

除草では、雑草の根を取り残さないように取り除く。また、樹木等に絡んでいるつる性雑草も除去する。低木・花壇内の除草に際しては、低木・草花等に損傷を与えぬように注意する。

2.2 芝地刈込み

- 1)刈込み地内にある石、空缶等の障害物はあらかじめ除去する。
- 2)徒長した草の茎葉を、近辺の樹木・草花・構造物を損傷しないよう注意しつつ、5 cm程の高さに刈り込む。この際、裸地化防止のため、なめるような刈込みは行わないよう留意する。また、芝の刈込高は2～3 cmを標準とするが、必要の都度、監督員の指示に従うこと。
- 3)樹木の根ぎわ、柵等構造物周りで機械刈りの適当でない場所又は不能な場所は、手刈りとする。

4)芝が構造物等に接する境界部分は、縁切りを行う。他の地被植物・低木等に接する部分については、芝のほふく茎・地下茎を侵害しないようその部分で縁切りを行う。せん除した茎葉は、速やかに処分し、刈跡はきれいに清掃する。

2.3 樹木せん定

- 1)樹木のせん定にあたっては、樹種毎の花芽の分化時期・位置などに十分注意して行う。
- 2)太い枝のせん除部は、防腐処理を行うこと。
- 3)樹木本来の樹姿を乱さざるをえない枝下し等に際して、どの枝をせん除するかは監督員の指示による。

2.4 薬剤散布

- 1)薬剤の散布に際しては、農薬取締法等の農薬関連法規及びメーカー等で定める使用方法等を遵守し、事前に周辺住居者等への周知徹底を図るとともに、作業中及び作業後の立入を制限するなど人畜への安全に十分留意する。
- 2)使用日は、風が弱く天候の不順でない日とし、風上から散布する。また、対象物以外のものに薬剤がかからぬよう注意する。使用時刻は朝夕の涼しい時間を基本とし、それ以外の時間に散布する場合は、監督員と十分に協議しなければならない。
- 3)使用機器及び薬品の保管については、事前・事後を通じ十分に注意し、作業終了後は遺漏なく速やかに片づける。薬品の空きビン、空缶、空袋等は受注者が必ず持ち帰り、責任をもって処理すること。
- 4)樹木薬剤散布において、病虫害の発生の有無等を確認せずに、薬剤散布を行うことのないようにすること。また、病虫害の早期発見に努め、被害を受けた部分のせん定等により除去するなど、薬剤散布を最小限にとどめるよう努めること。
また、やむを得ず薬剤散布を行う場合は、使用する薬剤量、散布範囲等を必要最小限にとどめるよう努めること。
- 5)受注者は、薬剤を使用した年月日、場所及び対象植物等、使用した薬剤の種類並びに使用した薬剤の単位面積当たりの使用量または希釈倍数について記帳し、報告すること。

第 3 章 その他

第 1 節 業務委託代金

1.1 消費税及び地方消費税の税率

この契約の締結後に、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。